平成２８年（フ）第１８１号
香川県高松市香川町浅野154番地18
破産者　奥村　伸一
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３６号
愛媛県今治市伯方町木浦乙872番地３、前住所愛媛県今治市伯方町有津甲930番地１、前々住所松山市来住町1208番地８
破産者　織田　真治
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第５８号
千葉県中央区仁戸名町418番地７　レオパレスハナミズキ仁戸名206号、破産手続開始時の住所埼玉県東松山市大字松山2631番地１　レオパレスミルリーフ105号
破産者　阿部　友樹
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２４６号
北九州市小倉南区企救丘１丁目１番８号、申立時の住所北九州市小倉南区徳力団地70番206号
破産者　樋口　忠夫
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２３３号
神奈川県平塚市東八幡４丁目７番16号
破産者　清水　　浩
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１４１号
静岡県富士市大淵8294番地
破産者　中居三智子
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１４２号
静岡県富士市大淵8294番地
破産者　中居　隆男
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１７４号
福岡県久留米市善導寺町飯田458番地３
破産者　加藤　優晴
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第５２７号
北九州市門司区吉志２丁目13番34―２号（ペンサミエントＢ102号）
破産者　三善英司郎
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５４２号
北九州市八幡西区大平１丁目６番９号（102）
破産者　鶴岡　正広
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０１１号
横浜市磯子区洋光台２丁目３番13―301号、開始決定時の住所北海道札幌市北区あいの里２条１丁目11番28号
破産者　廣瀬　侑弘
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５２５号
札幌市東区北25条東20丁目４番20―201号
破産者　前田　浩希
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５号
埼玉県新座市大和田１―25―37　山崎製パン株式会社埼玉第一工場大和田寮、住民票上の住所青森県つがる市木造大湯町清水41番地１（開始決定時の住所）京都府与謝郡与謝野町字滝1362
破産者　葛西　康史
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
岩手県奥州市水沢区中田町３番15号　コーポ及川102号室、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区真城字柿ノ木下83番地
破産者　佐藤　幸枝
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第５６１号
仙台市泉区八乙女中央５丁目６番14―812号、従前の住所仙台市青葉区中山台西12番地の10
破産者　有住　　祐
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６３号
宮城県栗原市花山字本沢大田11番地３
破産者　後藤　大紀
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
秋田市大町１丁目５番34号　大元マンション203号
破産者　眞田　正實
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１１号
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩2430番地の６
破産者　上野　明人
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部